

新潟県立津南中等教育学校学則

第1章 総 則

(学則制定の趣旨)

第1条 この学則は、新潟県立学校管理運営に関する規則第2条の規定に基づいて、本校の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称、位置及び学科)

第2条 本校の名称、位置及び学科は次のとおりとする。

名 称	位 置	学 科	
新潟県立津南中等 教育学校	新潟県中魚沼郡津南町 大字下船渡戊 298 番地の 1	前期課程	—
		後期課程	普通科

(修業年限及び収容定員)

第3条 本校の修業年限及び収容定員は次のとおりとする。

修業年限	収容定員
6 年（前期課程 3 年、後期課程 3 年）	新潟県教育委員会（以下「委員会」という。） の定めるところによる。

第4条 削除

第2章 学年、学期、授業終始及び休業日

(学年、学期及び授業終始)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

1学期 4月1日から9月30日まで

2学期 10月1日から3月31日まで

3 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

(休業日)

第6条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 夏季休業日 7月25日から8月26日まで 33日
 - (4) 冬季休業日 12月24日から1月6日まで 14日
 - (5) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで 7日
 - (6) 学年始休業日 4月1日から4月4日まで 4日
 - (7) その他委員会が認めた日
- 2 校長は、必要と認めた場合は、新潟県立学校管理運営に関する規則第8条第1項に示された範囲内において、前項の休業日を変更することができる。
- 3 校長は、校務の運営上、特に必要があると認めたときは、委員会の承認を得て休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とすることができる。

(臨時休業)

第7条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

第4章 成績の評価並びに単位、各学年の課程の修了及び卒業の認定

(成績の評価等)

第14条 成績の評価並びに単位、各学年の課程の修了及び卒業の認定は、学習指導要領の基準に基づいて、校長が別に規程を定める。

(卒業証書の授与、前期課程修了証明書及び単位修得証明書の交付)

- 第15条 校長は、本校所定の課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。
- 2 校長は、前期課程の全課程を修了したと認めた者には、必要に応じて、所定の前期課程修了証明書を交付する。
 - 3 単位を認定したときは、校長は、必要に応じて、所定の単位修得証明書を交付する。

第6章 生徒の表彰及び懲戒

(表彰)

第28条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することがある。

- 2 表彰に関する規程は、校長が別に定める。

(懲戒)

第 29 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

2 前項の懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。ただし、停学は、前期課程の生徒に対して行うことはできない。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込がないものと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないものと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 第 2 項の停学は、性行不良であって他の生徒の教育に妨げがあると認められる生徒に対して行うものとする。

5 第 2 項の訓告は、教育上必要があると認められる生徒に対して行うものとする。

附 則

この学則は、平成 25 年 8 月 16 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。